

令和6年1月15日開催

会 議 録

京都市文化財保護審議会

京都市文化財保護審議会会議録

1	開催年月日	令和6年1月15日（月）
2	開催場所	京都経済センター
3	開催時間	午前9時30分～午前11時30分
4	出席委員	尼崎博正 委員 石田潤一郎 委員 泉万里 委員 岩崎奈緒子 委員 上原真人 委員 小椋純一 委員 下坂守 委員 瀧浪貞子 委員 伊達仁美 委員 鶴岡典慶 委員 中嶋節子 委員 西岡陽子 委員 日向進 委員 村上忠喜 委員 八木透 委員 和田晴吾 委員

令和6年1月15日

京都市文化財保護審議会

議 事 摘 録

議題

1 審 議 事 項

- (1) 京都市指定文化財の指定について
 - ① 建造物・環境保全地区部会報告
 - ② 美術工芸品部会報告
 - ③ 史跡・埋蔵文化財部会報告
- (2) 京都市指定文化財の解除について
 - ① 名勝・天然記念物部会報告

1 報 告 事 項

- (1) 京都市文化財保存活用地域計画における措置の進捗状況について
- (2) 京都市歴史的風致維持向上計画（2期）の計画変更について

審議又は報告事項	顛 末
開 会 議題 1 京都市指定文化財の指定について	和田委員 諮問時に各委員から指摘等のあった点のうち、個別案件に対するものは、各部会での審議結果報告の中で説明いただくと思うが、年代表記の統一について、まずは事務局から説明いただきたい。 事務局 表記内容を統一し、資料を修正したので、適宜確認いただきたい。 和田委員 今回審議する案件について、所有者の同意はどうか。 事務局 所有者からの同意を必要とする全ての案件について、市指定文化財として指定することが適当であると認める旨の答申をいただいた場合、指定を受けても構わない旨、同意が得られていることを報告する。 ① 建造物・環境保全地区部会報告 ア 有形文化財（建造物）西明寺 日向委員から答申資料に基づき報告 ・東学寮（現在の聖天堂）のみ軸線が斜めに振られていることについては、背後の崖に沿って建てられた際、地形に合わせたものと推測される。 ・材の樹種については判明しなかった。 ・鎮守社については、鎮守社本殿のほかには拝殿も存在することから、名称を「鎮守社」から「鎮守社本殿」へ修正すべきである。 （質問・意見等なし） 和田委員 それでは、議決を行いたい。 原案どおり市指定文化財に追加指定することに、異議等はないか。 （異議なし） 和田委員 それでは、名称のうち「鎮守社」を「鎮守社本殿」へ修正したうえで、追加指定を行う旨、答申することに決定する。

② 美術工芸品部会報告

ア 有形文化財（美術工芸品 1・絵画）絹本着色蝦蟇鉄拐図^{狩野山雪筆}
泉委員から答申資料に基づき報告

イ 有形文化財（美術工芸品 2・彫刻）木造特芳禅傑坐像

ウ 有形文化財（美術工芸品 3・彫刻）木造細川勝元坐像

根立委員から答申資料に基づき 2 件続けて報告（イ及びウ）

- ・名称に含めるト書きについて、可能な限り簡潔にすべきという意見を踏まえて検討を行った。

2 件のうち、「木造細川勝元坐像」について、頭部の銘文には「吉野右京種久」、体部の銘文には「吉野氏右京^{（通）}藤原種次」の記載があり、完成もひと月異なっている。

「種久」と「種次」とは同一人物であるとする説もあるが、両者が別人である可能性も否定できないと判断し、これを踏まえた表記とするため、2 件とも名称から作者名を削除することとした。

そのうえで、「木造特芳禅傑坐像」については、ト書きをやや簡潔なものに修正したが、「木造細川勝元坐像」については、結果的により長いものとなった。

- ・材の樹種については、分析のための破壊は行わず、修理の機会を捉えて調査を検討する。

（質問・意見等なし）

和田委員 それでは、議決を行いたい。

原案どおり市指定文化財に指定することに、異議等はないか。

（異議なし）

和田委員 それでは、指定を行う旨、答申することに決定する。

③ 史跡・埋蔵文化財部会報告

ア 有形文化財（美術工芸品 4・考古資料）公家町遺跡（柳原家）
出土賢瓶及び納入品

上原委員から答申資料に基づき報告

（質問・意見等なし）

議題 2 京都市指定文化財の解除について	和田委員 それでは、議決を行いたい。 原案どおり市指定文化財に指定することに、異議等はないか。 (異議なし) 和田委員 それでは、指定を行う旨、答申することに決定する。 ① 名勝・天然記念物部会報告 ア 記念物(天然記念物) ミナミイシガメ 尼崎委員から答申資料に基づき報告 (質問・意見等なし) 和田委員 それでは、議決を行いたい。 原案どおり市指定文化財の指定を解除することに、異議等はないか。 (異議なし) 和田委員 それでは、指定解除を行う旨、答申することに決定する。 本日の審議は以上のため、進行を事務局へ返す。
報告事項 1 京都市文化財保存活用地域計画における措置の進捗状況について	(資料に基づき担当から報告) ・令和 4 年度までに「実施中」である事業のうち、市の行財政改革計画により令和 3 ～ 5 年度を集中改革期間と位置付けていることから、休止している事業が 1 件、予算措置されていない事業が 4 件ある。令和 3 年度実績と比較すると、未着手であった 1 件について、着手に至っており、令和 5 年度末の実施を予定している。 ・新規措置 2 4 件のうち「未着手」が 4 件あり、うち 3 件、別紙一覧表の 1 0 0 番、1 0 4 番、1 0 6 番については、文化遺産の保存と活用に係る体制整備に関する措置であり、中期の措置として令和 7 年度までに着手予定。なお、1 0 6 番(京都文化遺産の維持継承等に対する支援・顕彰の検討)については、令和 5 年度に既存の表彰制度を活用して内申を行うなど、一部対応を行っている。 1 3 5 番については、文化財保護条例における罰則規定の強化に関

報告事項２ 京都市歴史的風致維持向上計画（２期）の計画変更について 閉会	する措置であり、京都府においても「京都府文化財保存活用大綱」に同様の措置を掲げており、府・市で内容等を合わせていきたいと考えている。当初の計画では、令和４年度までに着手する短期措置としていたが、府においては地方登録制度に係る対応を優先しており、令和６～７年度以降に検討する予定である。 事務局 ただ今の説明について、地域計画部会部会長の下坂委員から補足があればお願いしたい。 下坂委員 部会の中で意見のあった「観光客の集中による文化財の劣化」については、大変深刻な問題であり、早急に取り組むべき課題と考えている。 また、「観光の大衆化」については、良い面もある一方、市内に多数残る未調査の歴史資料のケアを並行して進めなければならないと考える。今後は、専門化や研究の深化を視野に入れた取組を進めてはいかがか。 事務局 いただいた意見を踏まえながら、検討を進めてまいる。 （資料に基づき担当から報告） ・歴史的風致形成建造物の指定候補として、国協議を要する３０件を追加する。うち３分の１程度は、令和３年度の計画変更により重点区域を拡大したことに伴い対象となったものであり、１期計画では区域外であった。全体的には町家が多い状況。 ・淀地区において指定希望を受けて現地調査を行った結果、一部重点区域を拡大する。 ・令和５年８月１日付け広報資料「「京都市景観政策課まちなみチャンネル」による動画配信について」の概要を説明。 ・令和５年１２月１１日付け広報資料「バーチャル旅行プラットフォームアプリ「ANA GranWhale」が本日からサービス開始」の概要を説明。 事務局 報告事項について、質問・意見等はいかがか。 （質問・意見等なし） （審議会終了）
--	--